

723



令和5年3月2日

播磨町教育委員会 様

播磨町学校給食審議会

会長 福本 恭子

答申書

令和3年6月21日付け諮問第1号「学校給食の実施に関する重要な事項について」のうち「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」に関して審議した結果、別添のとおり答申します。

別添

諮問第1号

「学校給食の実施に関する重要な事項について」（令和3年6月21日諮問）のうち
「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」

1 答申内容

(答申の本旨)

この度、学校給食の実施に関する重要な事項として、播磨町学校給食基本方針（仮称）について諮問を受け、本審議会において審議した結果、「播磨町学校給食基本方針（仮称）は策定した方が良い」との方向性で総論一致しましたが、「策定に向けた調査審議を行うには時期尚早である」との結論に至りましたので、次のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

(答申に至った経緯)

播磨町における学校給食は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号に掲げる7つの目標が達成されるよう同法をはじめとする関係法令等に基づき実施されていますが、本町がどのような考え方に基づき学校給食を実施しているか等が明示的に示されている基本的な方針は存在しておりません。

しかしながら、学校給食法その他の関係法令等においては、本町独自の基本的な方針を策定すべき主旨の規定も存在しておらず、直ちに策定しなければならない事情もまたないものと考えられ、策定されていないことによる町民への不利益も存在しないものと認められました。

また、本町独自の基本的な方針の具体的な内容としては、例えば「物価が高騰し続けたとしても国産食材を優先的に使用すべきか」等といった個々人の立場や状況によって意見が大きく異なると思われる事項が多数存在しており、本審議会において合意形成を図るとしても慎重な調査審議が必要となります。

加えて、令和5年度においては、学校給食費が公会計化することが決定している他、蓮池小学校での調理業務が新たに民間委託され、播磨西小学校と播磨西こども園との親子給食が開始される等、学校給食を取り巻く環境に著しい変化を生じる事態となっており、議論の前提となる情報に不足が生じていることが懸念されます。

これらの実情を総合的に勘案して本審議会において審議した結果、本町独自の基本的な方針については「策定した方が良い」との方向性で総論一致しましたが、「策定に向けた調査審議を行うには時期尚早である」との判断に至りました。

2 附帯意見

上記答申に加え、附帯意見として以下の内容について要望します。

- ・ 播磨町学校給食基本方針（仮称）の策定に当たっては、学校給食費の公会計化以後、新体制下での実情を踏まえて、改めて本審議会に諮問してください。
- ・ 本答申は、答申日現在までに示された情報を基に調査審議したものであり、改めて諮問い合わせいただいた場合における答申内容を拘束するものではない点に留意してください。

以上、答申します。